

坂戸市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和5年2月27日

坂戸市監査委員 野村 康
同 柴田 文子

1 監査基準に準拠している旨

監査委員は、坂戸市監査基準（令和2年坂戸市監査委員告示第4号）に準拠して監査を行った。

2 監査の実施期日及び対象

実施期日 令和5年1月25日・30日

【所管課】

所管課	該当施設等
施設管理課	指定管理者関連
保育課	学童保育所
福祉総務課	福祉センター

【指定管理者】

指定管理者	指定管理施設
社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会	福祉センター
特定非営利活動法人坂戸市学童保育の会	学童保育所

3 監査の着眼点

公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納、その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかを監査する。

4 監査事項

(1) 所管課

指定管理業務の履行確認及び指定管理者に対する指導監督の状況等

(2) 指定管理者

指定管理業務に関する出納及びその他事務の執行状況等

5 監査の概要

(1) 所管課

行政委員会室において監査を実施し、公の施設の管理を行わせる団体の指定が、法や条例等の根拠に基づいているか、協定書に必要事項が適正に記載されているかなどの監査を行った。

(2) 指定管理者

当該施設において関係法令の定めるところにより、適切に管理されているのか、協定書に基づく業務の履行は適切に行われているのか、公の施設の収支会計経理は適正になされているか、などの監査を行った。

6 監査結果

(1) 所管課

施設管理課においては、指定管理者団体の選考等に係る手続きが、法令に基づき適正に選出されていると認められ、保育課、福祉総務課においては、協定書に基づき指定管理業務に係る履行確認、指導監督について総体的には、概ね適正に行われていると認められた。

(2) 指定管理者

指定管理施設の管理状況、事業の実施状況及び会計処理等、概ね適正に行われていると認められた。